

第14号議案

「品川区職員定数条例の一部を改正する条例」

○新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、区長、議会、教育委員会、選挙管理委員会および監査委員の事務局ならびに教育委員会の所管に属する学校に常時勤務する地方公務員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長、副園長、教諭および養護教諭ならびに区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員を除く。）に限る。）を含み、副区長および教育長を除く。）をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>2,752人</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(定数の配分)</p> <p>第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第2条第1項の定数を超える員数については、120人を限度として令和9年3月31日までは定数外とする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、区長、議会、教育委員会、選挙管理委員会および監査委員の事務局ならびに教育委員会の所管に属する学校に常時勤務する地方公務員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長、副園長、教諭および養護教諭ならびに区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員を除く。）に限る。）を含み、副区長および教育長を除く。）をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>2,703人</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(定数の配分)</p> <p>第3条 (略)</p>

令和 8 年度 定数条例関係

■定数増減合計

49

■所属別内訳

所属名	増	減
企画課	1	
財政課	1	
デジタル推進課	2	
経理課	1	
税務課	1	
総務課	3	
戦略広報課	1	
人事課	1	
新庁舎整備課	1	
地域センター		2
子ども育成課	5	2
子ども家庭支援センター	3	1
子育て応援課	1	
保育施設運営課	3	
品川区児童相談所	8	
福祉計画課	5	
障害者施策推進課	2	
障害者支援課	6	
生活福祉課	1	
健康課	1	
品川保健センター	1	
荏原保健センター	2	
国保医療年金課	1	

所属名	増	減
庶務課	1	
教育総合支援センター	5	
小中学校	4	7
合計	61	12
差引	49	

令和 8 年度 定数条例関係

■定数増減合計 49

■職種別内訳

職種	増	減	備考
一般事務	33	2	企画課 + 1、財政課 + 1、デジタル推進課 + 2、経理課 + 1、 税務課 + 1、総務課 + 3、戦略広報課 + 1、人事課 + 1、 新庁舎整備課 + 1、地域センター△ 2、子ども育成課 + 2 子ども家庭支援センター + 2、子育て応援課 + 1、 福祉計画課 + 4、障害者施策推進課 + 2、障害者支援課 + 4、 健康課 + 1、国保医療年金課 + 1、教育総合支援センター + 4
福祉	14	3	子ども育成課 + 1 (+ 3、△ 2)、子ども家庭支援センター△ 1、 保育施設運営課 + 3、品川区児童相談所 + 4、 福祉計画課 + 1、障害者支援課 + 2、生活福祉課 + 1
児童指導	3		品川区児童相談所 + 3
心理	4		子ども家庭支援センター + 1、品川区児童相談所 + 1、 荏原保健センター + 1、教育総合支援センター + 1
学芸研究	1		庶務課 + 1
保健師	2		品川保健センター + 1、荏原保健センター + 1
用務		7	小中学校△ 7
固有教員	4		小中学校 + 4
合計	61	12	
差引	49		

令和8年度 定数条例関係

年度	条例本文		付則	合計	
		対前年			対前年
S58	3,845	△ 8	40	3,885	32
S59	3,781	△ 64	30	3,811	△ 74
S60	3,764	△ 17	30	3,794	△ 17
S61	3,739	△ 25	30	3,769	△ 25
S62	3,701	△ 38	35	3,736	△ 33
S63	3,657	△ 44	44	3,701	△ 35
H1	3,657	—	42	3,699	△ 2
H2	3,657	—	41	3,698	△ 1
H3	3,657	—	38	3,695	△ 3
H4	3,657	—	—	3,657	△ 38
H5	3,657	—	—	3,657	—
H6	3,632	△ 25	—	3,632	△ 25
H7	3,567	△ 65	—	3,567	△ 65
H8	3,499	△ 68	—	3,499	△ 68
H9	3,347	△ 152	81	3,428	△ 71
H10	3,229	△ 118	92	3,321	△ 107
H11	3,158	△ 71	58	3,216	△ 105
H12	3,302	144	105	3,407	191
H13	3,086	△ 216	144	3,230	△ 177
H14	2,977	△ 109	134	3,111	△ 119
H15	2,903	△ 74	96	2,999	△ 112
H16	2,832	△ 71	70	2,902	△ 97
H17	2,759	△ 73	50	2,809	△ 93
H18	2,692	△ 67	40	2,732	△ 77
H19	2,641	△ 51	30	2,671	△ 61
H20	2,606	△ 35	30	2,636	△ 35
H21	2,578	△ 28	30	2,608	△ 28
H22	2,551	△ 27	70	2,621	13
H23	2,523	△ 28	70	2,593	△ 28
H24	2,497	△ 26	70	2,567	△ 26
H25	2,486	△ 11	70	2,556	△ 11
H26	2,480	△ 6	70	2,550	△ 6
H27	2,475	△ 5	70	2,545	△ 5
H28	2,475	—	70	2,545	—
H29	2,475	—	70	2,545	—
H30	2,480	5	70	2,550	5
H31	2,489	9	70	2,559	9
R2	2,503	14	70	2,573	14
R3	2,541	38	70	2,611	38
R4	2,580	39	70	2,650	39
R5	2,593	13	100	2,693	43
R6	2,666	73	100	2,766	73
R7	2,703	37	100	2,803	37
R8	2,752	49	120	2,872	69